

鉄道事業及びバス事業等の諸手続き に関する勉強会

令和7年7月14日
国土交通省 九州運輸局

① 鉄道事業再構築事業について

鉄道部計画課

背景

- 昭和62年（1987年）の国鉄改革時、JR各社においては、都市部路線等の収益による内部補助を通じて、国鉄改革時の経営環境を前提とすれば、不採算路線を含めた鉄道ネットワークを維持していくことが可能と考えられたが、国鉄改革から40年近くが経過し、状況は大きく変化。

地方部の人口減少・少子高齢化の進行

乗用車保有台数の増加

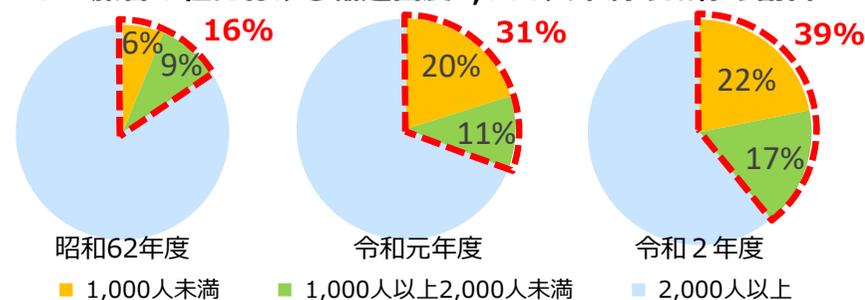
高速自動車国道の整備進展

高速乗合バスの運行系統の拡大

〔約2,960万台 (S62) ⇒ 約6,192万台 (R2)〕
〔3,910 km (S62) ⇒ 9,050 km (R1)〕
〔249本 (S60) ⇒ 5,132本 (H30)〕

- JR・大手民鉄・地域鉄道を問わず、全国のローカル線において、鉄道特性を十分に発揮できていない路線について、**沿線自治体を含む関係者が一丸となって利便性と持続可能性の高い地域公共交通への再構築を図っていく必要。**

JR旅客6社における輸送密度2,000人未満の路線の割合



(注) 輸送密度：1日1kmあたりの平均旅客輸送人員 (注) 営業キロベース (路線単位での計算)

法制度・予算による支援

地域交通法において、ローカル鉄道の再構築に向けた地域の関係者の合意形成に国が積極的に関与する仕組みを導入。 (令和5年度に創設)



地域公共交通再構築調査事業

鉄道事業者、沿線自治体等の関係者によるローカル鉄道の再構築に向けた協議会の開催、調査事業、実証事業の実施に関する経費を支援。



社会資本整備総合交付金 (地域公共交通再構築事業)

地方公共団体が、地域公共交通計画及び立地適正化計画その他のまちづくり・観光計画において中長期的に必要なネットワーク (鉄道・バス路線) を位置付けた場合、必要な施設整備等に関する地域の取組みを支援。



- 危機的状況にあるローカル鉄道について、国も主体的に関与しながら、鉄道事業者と沿線自治体の共創を促し、単なる現状維持ではなく、持続可能性と利便性の高い地域公共交通への再構築を促進していくため、関係者の合意形成に向けた支援を行う。

地域公共交通再構築調査事業

ローカル鉄道に係る公共交通再構築に向けた鉄道事業者、沿線自治体等の関係者が参画する協議の場において、廃止ありき、存続ありきといった前提を置かず、ファクトとデータに基づく議論を重ね、必要な場合には対策案の実効性を検証するため実証事業を実施し、効果的な方針を決定するという合意形成のプロセスを支援。

【補助対象事業者】 協議会又は自治体

【補助率】 1 / 2

【支援対象】

○ **協議会の運営**

- ・ 協議会の開催に係る費用

○ **線区評価のための調査事業の支援**

- ・ パーソントリップ調査の活用
- ・ ビックデータ分析
- ・ クロスセクター分析
- 等

○ **実証事業の支援**

- ・ 対策案の実効性を検証するための、期間を限定して行う以下の取組

鉄道輸送の高度化に向けた検証

(事業例)

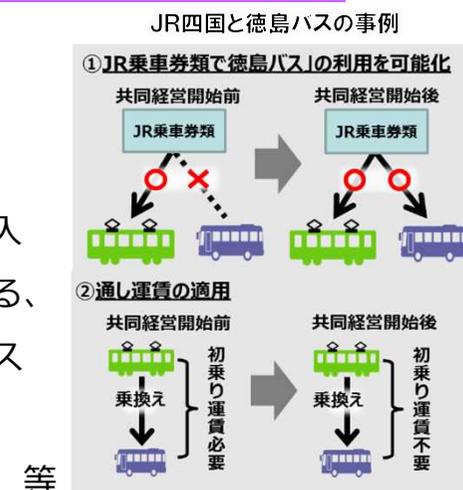
- ・ 増便、接続改善、ダイヤ変更
- ・ 現行の技術・安全規制の検証
- ・ サイクルトレインの実施
- ・ 駅、駅前広場等の新たな利活用
- ・ 季節運賃・旅行者向け運賃の導入
- ・ 観光列車等の借り入れ、持ち込み
- ・ チケットレスシステムの導入 等



バスとの共同運行やバス転換の検証

(事業例)

- ・ 並行路線バスとの共同運行
- ・ 鉄道とバスの乗り換え時に
おける共通・通し運賃の導入
- ・ 一部又は全部の区間における、
バス等の新たな輸送サービスの導入



利用者の大幅減等により、現状のままでは地域交通ネットワークの維持が難しい状況になっている地域において、地域戦略と連動した持続可能性・利便性・効率性の高い地域交通ネットワークへの再構築を図るため、令和5年度に新たに社会資本整備総合交付金に基幹事業として「**地域公共交通再構築事業**」を創設（**基幹事業の追加は創設以来初めて**）

地域公共交通再構築事業

地域づくりの一環として、**地域公共交通ネットワークの再構築**に必要なインフラ整備に取り組む地方公共団体への支援を可能とするため、地方公共団体が、**地域公共交通計画**及び**立地適正化計画**その他の**まちづくり・観光計画**において中長期的に必要な**ネットワーク（鉄道・バス路線）**を位置付けた場合に、ネットワーク形成に必要な施設整備等に関する地域の取組を支援

【交付金事業者】 地方公共団体 ※交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能

【補助率】 1/2 ※JR本州3社又は大手民鉄の路線については1/3（補助対象経費は総事業費の2/3を上限とし、1/3は事業者の自己負担）

【交付対象事業】 **地域公共交通特定事業**※の実施計画の**認定**を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する施設整備

※地域公共交通活性化法に基づく、**ローカル鉄道に係る公共交通再構築**や**バス路線の再編**等を行う事業実施計画

・**鉄道施設**（駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備等）の整備

・**バス施設**（停留所・車庫・営業所・バスロケ施設・EVバス関連施設（発電・蓄電・充電）等）の整備

※上記とあわせて、**効果促進事業**（地方自治体の作成する社会資本整備総合交付金計画ごとに交付対象事業全体の20%を目途）で、**鉄道・バス車両**の導入も支援

【補助要件】

(1) 地域公共交通計画の作成・地域公共交通特定事業実施計画の認定

- 地域公共交通計画が作成され、かつ、地域公共交通特定事業実施計画の大臣認定を受けていること
※鉄道については、再構築協議会等において策定された鉄道事業再構築実施計画に係る路線（原則輸送密度4,000人未満の線区）が対象

(2) 地方公共団体の計画における地域公共交通とまちづくり・観光戦略等の相互連携

- 地方公共団体が作成する、まちづくり/観光等に関する計画（例：立地適正化計画）において、まちづくりや観光における戦略の一つとして「鉄道の活用」「バスネットワークの活用」が位置付けられ、そのための実効性ある取組が具体的に記載されていること

(3) 事業の効果（実効性）を確認するための目標設定

- ①利用者数 ②事業収支 ③国/地方公共団体の支出額 の目標を設定すること

(4) 実効性のある地域活性化のための鉄道・バスの活用

- 本事業に関連する施設整備を含め実効性ある利用促進施策が実施計画に具体的に位置付けられること



※JRに関し、「新会社とその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針」の運用を何ら変更するものではない

鉄道事業再構築事業

- 大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある路線(旅客輸送密度4,000人未満の区間が目安)を対象
- 地方公共団体等と鉄道事業者が共同で当該路線(区間)の鉄道事業再構築事業実施計画を作成し、計画に記載の施策を実施

内容

地方公共団体等の支援

利便性向上施策を実施

事業構造の変更 例:上下分離

目的

当該路線における輸送の維持

国土交通大臣による計画の認定

支援措置

1. 地域公共交通計画及び立地適正化計画その他のまちづくり・観光計画等において、中長期的に必要なネットワークを位置づけた場合に、ネットワーク形成に必要な鉄道施設整備等に関して、社会資本整備総合交付金(地域公共交通再構築事業)等の活用が可能
2. 鉄道施設整備等に対する『鉄道軌道安全輸送設備等整備事業』の予算(補助率かさ上げ等)、税制特例を含む総合的なパッケージにより重点的に支援。

特例措置

1. 鉄道事業法の許可等を受けなければならないもの等について、計画の認定により一括で許可等を受けたものとみなす等の特例
2. 現行の鉄道事業法では実施できない「公有民営」方式の上下分離(※)について、同法における事業許可基準のうち事業採算性に係るものを適用しないことにより、その実施を可能とする特例

(※)地方公共団体が鉄道線路を保有し、これを運行事業者に無償で使用させるもの。
この場合、計画認定の審査に際して、経営上の適切性の審査を要しない。

事業構造の変更パターン

上下分離の例

既存事業者

運行

(無償貸与)

自治体等

鉄道施設保有

土地保有

重要な資産の譲渡の例

既存事業者

運行

鉄道施設保有

(無償貸与)

自治体

鉄道施設(一部)保有

土地保有

みなし上下分離の例

既存事業者

運行

鉄道施設保有

土地保有

(費用負担)

自治体

整備費
維持管理費

事業譲渡の例

新設事業者

運行

鉄道施設保有

土地保有

(事業譲渡)

既存事業者

運行

鉄道施設保有

土地保有

ローカル鉄道の再構築に係る国の支援策の活用実績

○ 令和5年改正地域交通法の施行後、JR西日本の芸備線で再構築協議会が設置されたほか、これまでに19件の鉄道事業再構築実施計画を認定。

【鉄道事業再構築実施計画の認定実績】

(令和7年6月24日現在)

| | 事業者 | 路線 | 認定日 | 備考 |
|----|----------|----------|-------------------------|-------------|
| 1 | JR西日本 | 城端線、氷見線 | 令和6年2月8日 | 新規認定 |
| 2 | 養老鉄道 | 養老線 | 令和6年2月29日 | 変更認定 |
| 3 | 北近畿タンゴ鉄道 | 宮福線、宮津線 | 令和6年2月29日 令和6年12月25日 | 変更認定 再認定 |
| 4 | 信楽高原鉄道 | 信楽線 | 令和6年2月29日 | 再認定 |
| 5 | JR九州 | 長崎線 | 令和6年2月29日 | 新規認定 |
| 6 | 南阿蘇鉄道 | 高森線 | 令和6年2月29日 | 変更認定 |
| 7 | 山形鉄道 | フラワー長井線 | 令和6年3月29日 | 再認定 |
| 8 | 近江鉄道 | 近江鉄道線 | 令和6年4月1日 | 新規認定 |
| 9 | 高松琴平電気鉄道 | 琴平線 | 令和6年6月27日 | 新規認定 |
| 10 | 北陸鉄道 | 石川線、浅野川線 | 令和6年12月26日 | 新規認定 |

| | 事業者 | 路線 | 認定日 | 備考 |
|----|------------|------------------|-----------|------|
| 11 | 青い森鉄道 | 青い森鉄道線 | 令和7年1月30日 | 新規認定 |
| 12 | 秋田内陸縦貫鉄道 | 秋田内陸線 | 令和7年1月30日 | 新規認定 |
| 13 | 由利高原鉄道 | 鳥海山ろく線 | 令和7年1月30日 | 新規認定 |
| 14 | 会津鉄道 | 会津線 | 令和7年1月30日 | 新規認定 |
| 15 | JR東日本 | 只見線 | 令和7年1月30日 | 新規認定 |
| 16 | 三陸鉄道 | 北リアス線、リアス線、南リアス線 | 令和7年1月30日 | 変更認定 |
| 17 | 四日市あすなろう鉄道 | 内部線、八王子線 | 令和7年3月25日 | 再認定 |
| 18 | のと鉄道 | 七尾線 | 令和7年6月24日 | 新規認定 |
| 19 | 一畑電車 | 北松江線、大社線 | 令和7年6月24日 | 新規認定 |

認定計画に基づく再構築の取組例 (※ 国は社会資本整備総合交付金により支援)



整備後のイメージ

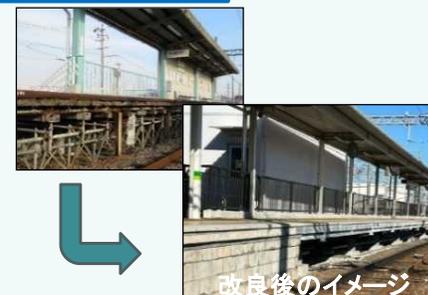
新駅の設置と駅前整備
(高松琴平電鉄)



ハイブリッド気動車のイメージ

新造車両・ICカードの導入
(城端線・氷見線)

画像提供：城端線・氷見線再構築会議



改良後のイメージ

駅舎の改良
(養老鉄道)



線路設備の更新
(北陸鉄道)

【参考】地域公共交通再構築事業 -要綱概要-

○地域公共交通再構築事業

地域づくりの一環として、利便性、持続可能性、生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を実現するため、地域におけるまちづくりや観光の振興に関する施策と連携しつつ、中長期的に必要な地域公共交通ネットワークの形成に必要な施設整備等を行う事業

①要件

- 一 本事業の実施自治体が、地域公共交通特定事業に関する事項が定められた**地域公共交通計画又は再構築方針を作成**していること
- 二 **地域公共交通特定事業の実施計画**（鉄道事業再構築事業実施計画、地域公共交通利便増進計画など）の**大臣認定**を受けていること
- 三 当該自治体が作成する**まちづくり計画等**（立地適正化計画その他のまちづくり・観光振興計画）において、**まちづくりや観光における戦略の一つとして「鉄道の活用」「バスネットワークの活用」が位置付けられ、当該活用のための実効性ある取組が具体的に記載**されていること
- 四 地域公共交通特定事業の実施計画において、地域公共交通の**利用者数、事業収支、国・自治体の支出額に関する目標**が定められていること
- 五 地域公共交通特定事業の実施計画において、本事業による施設整備を含めた**地域公共交通の利用促進施策に関する事項が具体的に記載**されていること

②交付対象事業

- 一 **鉄道事業再構築事業実施計画に基づく鉄道施設（※）の整備**に関する事業
※駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備、その他の事業の実施に必要な施設
- 二 **地域公共交通利便増進計画等に基づき、鉄軌道からバス等への転換を行う場合の施設整備（※）**に関する事業
※停留所、車庫・営業所、バスロケ関連設備、EVバス関連設備、線路設備、電路設備、信号保安設備その他の事業の実施に必要な施設整備
- 三 **地域公共交通利便増進計画等に基づくバス施設（※1）の整備**に関する事業
※1： 停留所、車庫・営業所、バスロケ関連設備、EVバス関連設備その他の事業の実施に必要な施設整備に関する事業
※2： 三のバス施設は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（欠損補助）を受けている系統に係る補助対象事業者に関する施設に限定
- 四 **整備計画**の作成に関する事業

③国費の算定方法

<基幹事業の事業費>

- ・自治体を実施する事業：事業費※の1/2
- ・自治体の間接補助事業：事業費※の1/2を上限として、自治体補助額の1/2
- ※JR3社・大手民鉄の事業は、**事業費の2/3を事業費のベースとして算定**

<対象となる事業費>

- 一 **鉄道施設に関する事業（②一）**
鉄道事業再構築事業実施計画に基づく事業における、鉄道施設の設計費、施設整備費
- 二 **バス等転換に関する事業（②二）**
軌道運送高度化実施計画、道路運送高度化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画に基づく事業における、設計費、施設整備費
- 三 **バス施設に関する事業（②三）**
道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、地域公共交通利便増進実施計画に基づく事業における、バス施設の設計費、施設整備費
- 四 **整備計画作成に関する事業（②四）**
現況調査、利用促進策・地域公共交通の活用方策等に関する総合的な計画の立案、整備手法の調査、交通実験等に要する費用

<効果促進事業の事業費>

- 社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるための必要な事業（**効果促進事業の合計額は、計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目的**）
- ・自治体を実施する事業：事業費※の1/2
 - ・自治体の間接補助事業：事業費※の1/2を上限として、自治体補助額の1/2
 - ※JR3社・大手民鉄の事業は、**事業費の2/3を事業費のベースとして算定**

※ 効果促進事業で導入可能な車両は、鉄道・バスに係るEV車両、自動運転車両、GX/DX車両などの先進的な車両に限る。

② 地域公共交通利便増進事業について

交通政策部交通企画課

地域交通法

地域の主体的な取組等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化及び再生」を推進するため、**地域公共交通計画の作成**やこれに基づき実施する事業等について定める。（平成19年制定）

地域公共交通計画

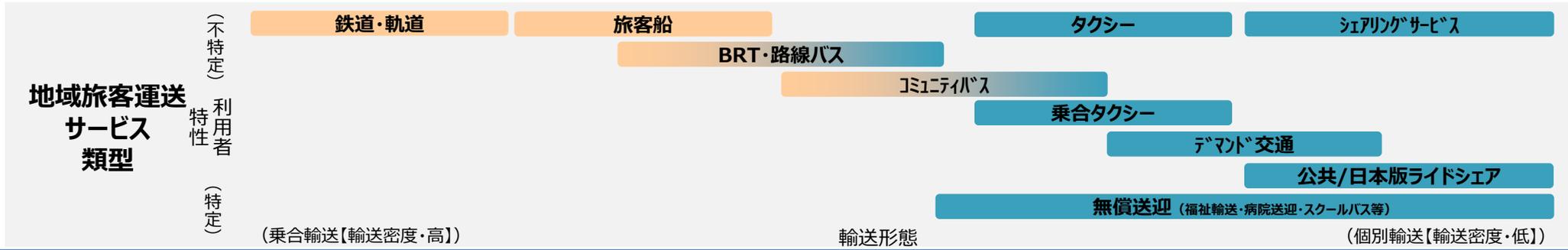
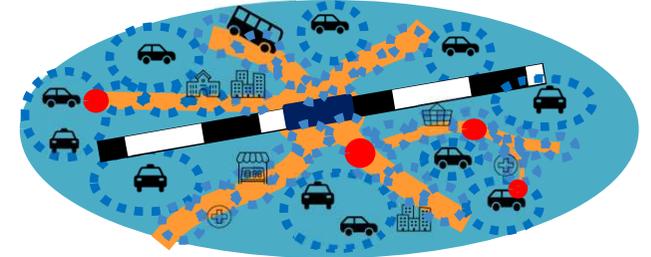
モード横断で望ましい地域交通ネットワークの姿を明らかにする**地域公共交通のマスタープラン**

- ・ **全ての地方公共団体**に対して**作成の努力義務** ※計画作成数：1,194件（2025年5月末時点）
- ・ 地方公共団体が組織する「**法定協議会**」において、住民や交通事業者等地域の関係者による協議（関係者には応諾義務）により作成 = **地域が自らデザインする交通へ**

地域公共交通計画のポイント

- ◆ 地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
- ◆ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
- ◆ まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ◆ 利用者数、収支など定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化

望ましい交通ネットワークのイメージ図



地域公共交通特定事業

- ・ 地域の実情に応じた取組の実施を円滑化するため、地域公共交通計画に**地域公共交通特定事業**を盛り込み、実施計画を定める
- ・ **予算上の措置**（地域公共交通確保維持改善事業等）や**法律上のワンストップ特例**（許認可手続の一元化）などの特例措置

地域公共交通特定事業

| 特定事業名 | イメージ | 事業概要 | 主体 上段: 計画策定主体 下段: 事業実施主体 | 計画認定による主な特例措置 |
|---------------------------------|---|---|--------------------------------|--|
| 軌道運送高度化事業 |  | LRT導入等により、定時性、速達性及び快適性に優れた軌道運送を確保 | 事業者 事業者 | ○社会資本整備総合交付金の活用 ※鉄道から軌道に転換する際の施設整備が支援対象 ○軌道法の特例（計画認定による軌道経営特許のみなし取得） ※軌道整備事業と軌道運送事業に分けて特許をみなし取得可 ○地方債の特例 |
| 道路運送高度化事業 |  | BRT、Aiデマンド・キャッシュレス決済等の技術、EVバスの導入等により、定時性、速達性及び快適性に優れた道路運送を確保 | 事業者 事業者 | ○社会資本整備総合交付金の活用 ○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の出融資 ○道路運送法の特例（計画認定による事業許可等のみなし取得） ○地方債の特例 |
| 海上運送高度化事業 |  | 定時性、速達性及び快適性に優れた海上運送を確保 | 事業者 事業者 | ○海上運送法の特例（計画認定による事業許可等のみなし取得） |
| 鉄道事業再構築事業（H20創設） |  | 継続が困難又は困難となるおそれのある鉄道事業について、経営改善を図りつつ上下分離、みなし上下分離等の事業構造の変更により存続を図る | 地方公共団体・事業者共同 事業者 | ○社会資本整備総合交付金の活用 ○鉄道事業法の特例（計画認定による事業許可等のみなし取得） ・地方公共団体が鉄道線路を保有して運行事業者に無償で使用させる場合には、計画認定の審査に際して、経営上の適切性の審査を要しない |
| 鉄道再生事業 |  | 鉄道事業者と市町村が連携し、事業の廃止届出がなされた鉄道事業の維持を図る | 地方公共団体・事業者共同 事業者 | ○鉄道事業法の特例 ・鉄道再生計画作成協議中における廃止届出に係る廃止予定日の延長を容認 等 |
| 地域旅客運送サービス継続事業（R2創設） |  | 廃止が見込まれる路線バス等について、公募により新たな事業主体を選定し、地域旅客運送サービスの継続を図る | 地方公共団体 事業者 | ○幹線補助・フィーダー補助（地域公共交通確保維持事業）の一部要件緩和 ○地域公共交通確保維持事業による車両購入費の一括補助 ○鉄道事業法・軌道法・道路運送法・海上運送法の特例（計画認定による事業許可・事業計画変更認可等のみなし取得、廃止届出を不要とする特例） |
| 貨客運送効率化事業（R2創設） |  | 貨客混載の取組の実施により、公共交通の生産性向上を図る | 事業者 事業者 | ○鉄道事業法・軌道法・道路運送法・貨物自動車運送事業法・貨物利用運送事業法の特例（計画認定による事業許可・事業計画変更認可等のみなし取得、運輸に関する協定のみなし取得） |
| 地域公共交通利便増進事業（R2改正前: 地域公共交通再編事業） |  | 交通ネットワークの見直し（※1）、利用しやすいダイヤ・運賃の改善（※2）等により、地域公共交通の利用者利便の増進を図る ※1: 路線の見直し、モード転換（路線→デマンド等）、自家用有償の新規導入・路線、区域等変更 ※2: 定額制乗り放題運賃、通し運賃、パターンダイヤ、等間隔運行 等 | 地方公共団体 事業者 | ○幹線補助・フィーダー補助（地域公共交通確保維持事業）の一部要件緩和 ○フィーダー補助の上限額引き上げ ○地域公共交通確保維持事業による車両購入費の一括補助 ○社会資本整備総合交付金の活用 ○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の出融資 ○鉄道事業法・軌道法・道路運送法・海上運送法の特例 ・計画認定による事業許可等のみなし取得、乗合バスの新規参入に係る特例 等 |

「地域公共交通利便増進事業」とは

地域公共交通の利用者の利便を増進するため、路線等の編成や事業内容の変更、等間隔運行や定額制乗り放題運賃の設定等を行う事業。

(イ) 地域における路線ネットワークの構築

地域の需要に応じた地域公共交通網の整備

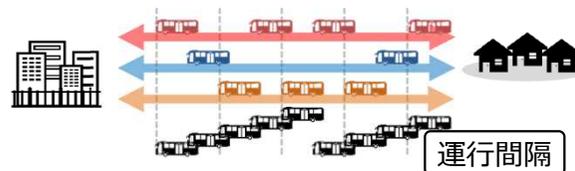
- ① 路線等の編成の変更
- ② 他のモードへの転換
- ③ 自家用有償旅客運送の導入等



(ロ) 運賃・ダイヤ等の改善

利用者が利用しやすい運賃・ダイヤの設定等

- ① 運賃・料金の設定 (定額乗り放題運賃、通し運賃等)
- ② 運行回数・ダイヤの設定 (等間隔運行、パターンダイヤ等)
- ③ 共通乗車船券の発行

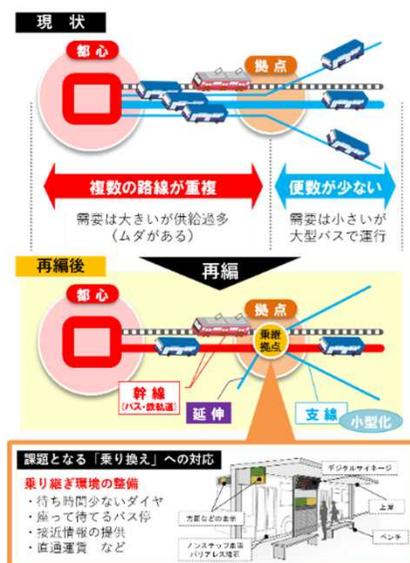


※ (ハ):(イ)もしくは(ロ)と併せて行う利便を増進するための措置(交通結節施設における乗降場の改善、乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ICカード等の導入等)も対象

導入事例

【岡山県岡山市】

- ・路線の編成見直し
- ・運行ダイヤの見直し
- ・幹線と支線の使用車両の見直し
- ・乗り継ぎ環境の整備
- ・運賃制度の見直し



主な導入メリット

【地域公共交通確保維持事業】

- ・幹線補助及びフィーダー補助の要件緩和
- ・フィーダー補助の上限額引き上げ
- ・車両購入費の一括補助
- ・計画推進(公共交通マップ作成等)に対する補助

【社会資本整備総合交付金】

- ・地域公共交通再構築事業
(バス停、バスロケ施設、EVバス施設等の整備)

地域公共交通利便増進実施計画

地域公共交通利便増進事業の定義（法2条）

- 地域公共交通の利用の容易性の向上又は利用の円滑化その他の**地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために行う事業**
- イ **地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業**であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの
- (1) 旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般旅客定期航路事業に係る路線等の編成の変更
 - (2) **次に掲げる事業の転換**又は自家用有償旅客運送から道路運送事業への転換
 - (i) **旅客鉄道事業又は旅客軌道事業から道路運送事業への転換**
 - (ii) 一の種類の道路運送事業から他の種類の道路運送事業への転換
 - (iii) 一の種類の一般旅客定期航路事業等から他の種類の一般旅客定期航路事業等への転換
 - (3) 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更
- ロ 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの
- (1) 利用者が期間、区間その他の定められた条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる運賃又は料金の設定その他これに類する運賃又は料金の設定
 - (2) 一定の運行間隔その他の一定の規則による運行回数又は運行時刻の設定
 - (3) 共通乗車船券の発行

- ハ イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの

地域公共交通利便増進実施計画の作成（法27条の14）

- 地域公共交通計画において、地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該**地域公共交通計画に即して地域公共交通利便増進事業を実施するための計画を作成し**、これに基づき、当該地域公共交通利便増進事業を実施し又はその実施を促進するものとする。

計画の記載事項（法27条の14）

- 1 地域公共交通利便増進事業を実施する区域
- 2 地域公共交通利便増進事業の内容及びその実施主体
- 3 地方公共団体による支援の内容
- 4 地域公共交通利便増進事業の実施予定期間
- 5 地域公共交通利便増進事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 6 地域公共交通利便増進事業の効果
- 7 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通利便増進事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

計画の認定（法27条の15）

- 地方公共団体は、国土交通大臣に対し、地域公共交通利便増進実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の**認定を申請することができる。**

- 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、その**地域公共交通利便増進実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。**
- 一 地域公共交通利便増進実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
 - 二 地域公共交通利便増進実施計画に定める事項が地域公共交通利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。
(三～五 略)
 - 六 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、次のイから八までに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれイから八までに定める基準に適合すること。
 - イ 道路運送法第四条第一項の許可 同法第六条各号（第二号を除く。八において同じ。）に掲げる基準
 - ロ 道路運送法第九条第一項の認可 同条第二項の基準
 - ハ 道路運送法第十五条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準
 - 七 地域公共交通利便増進実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものであって、道路運送法第四条第一項の許可を受けなければならないものについては、同法第七条各号のいずれにも該当しない場合であること。
(八～十二 略)

③ バス事業開始の手続きについて

自動車交通部旅客第一課

「バス転換における主な手続き」と「スケジュール」

① 事業の許認可等

- バスを運行させるにあたり、道路運送法に基づく乗合事業の許認可が必要
※乗合許可を持っている場合は事業計画等の変更認可

(標準処理期間)

- 新規許可及び事業計画変更認可申請：**3ヶ月**

② 運賃等の設定

- 道路運送法に基づく運賃設定認可や届出が必要

(標準処理期間)

- 上限運賃の設定認可：**3ヶ月**
- 協議運賃：届出 ※道路運送法第9条4項に基づく協議が必要

③ 自動車道（専用自動車道）の認可

- 道路運送法第2条第8項に基づく自動車道（専用自動車道）区間を設ける場合

(標準処理期間)

- 5ヶ月**（但し、①の許認可を受けた後の申請となるので留意が必要）

④ 補助金の活用（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）

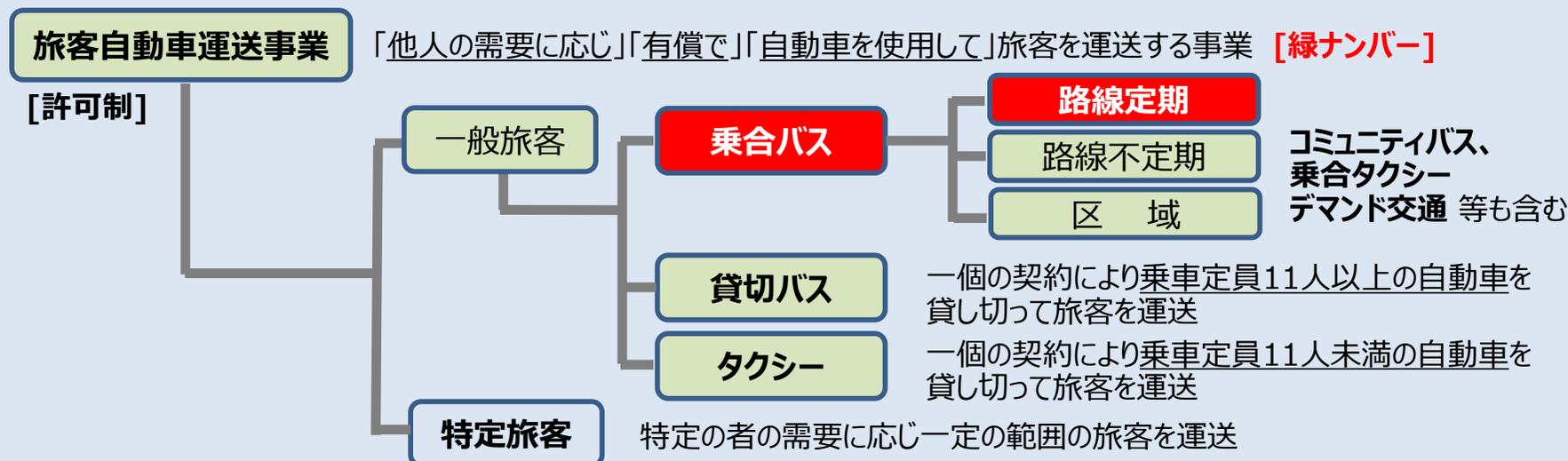
- 運行経費及び車両償却費を地域間幹線系統確保維持費国庫補助で負担

- 補助対象期間は **10月1日～9月30日**

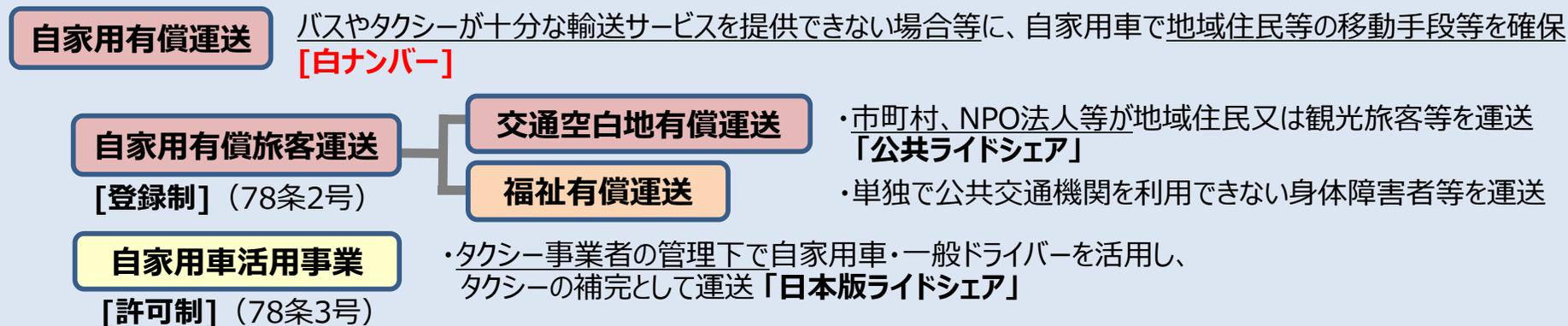
※ 6月末までに自治体の活性化協議会が申請を行う必要がある。

【道路運送法の旅客運送にかかる事業種別】

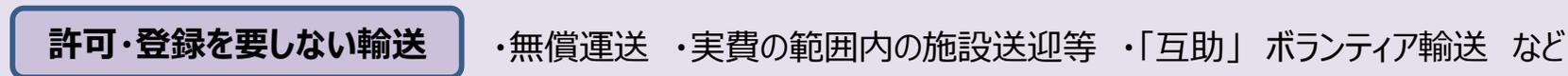
◆運送法4条



◆運送法78条



【道路運送法の規定範囲外】



○道路運送法

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第4条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

（許可申請）

第5条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 ※詳細は以下に記載

許可申請（法第5条）

申請書記載事項/詳細な許可基準

- 事業者名
- 事業種別
- 路線又は営業区域

- 事業計画（則第4条）
 - ↳ 〈事業計画〉 原則、許可・認可が必要 ※軽微な変更は届出
 - ↳ 〈運行計画〉 届出

➡ 路線定期運行の場合・・・事業計画とあわせて運行計画を提出

事業計画（法第5条第1号/則第4条①）

- **路線の起終点の地名・地番**
- 路線のキロ程及び主たる経過地
- 主たる事業所・営業所の名称及び位置
- 営業所ごとの事業用車両の数
〈主な条件〉 原則、1営業所ごとに最低5両の常用車および1両の予備車
- 自動車車庫の位置、収容能力
〈主な条件〉 原則、営業所併設（併設できない場合2km以内）、前面道路が車両制限令に抵触しない
- 事業用車両の大きさ・重量
〈主な条件〉 保安基準への適合：道路運送車両法（自動車の構造・装置、整備管理者・点検義務等）
車両制限令への適合：道路法、車両制限令（幅・重量・高さなどの車両諸元の最高限度）
公共交通移動円滑化基準への適合：床面や乗降口などのバリアフリー対応など
- 停留所の名称・位置・停留所間のキロ程
〈主な条件〉 原則として3年以上の権原を有するもの
道路法に基づく道路占用許可、道路交通法に基づく道路使用許可を得ていること
フリー乗降区間の設定可能

※路線図を添付（則第4条②）

- 路線
- 縮尺及び方位
- 営業所及び停留所の位置・名称
- 自動車車庫の位置
- 道路種別ごとのキロ程、有効幅員、待避所位置

運行計画

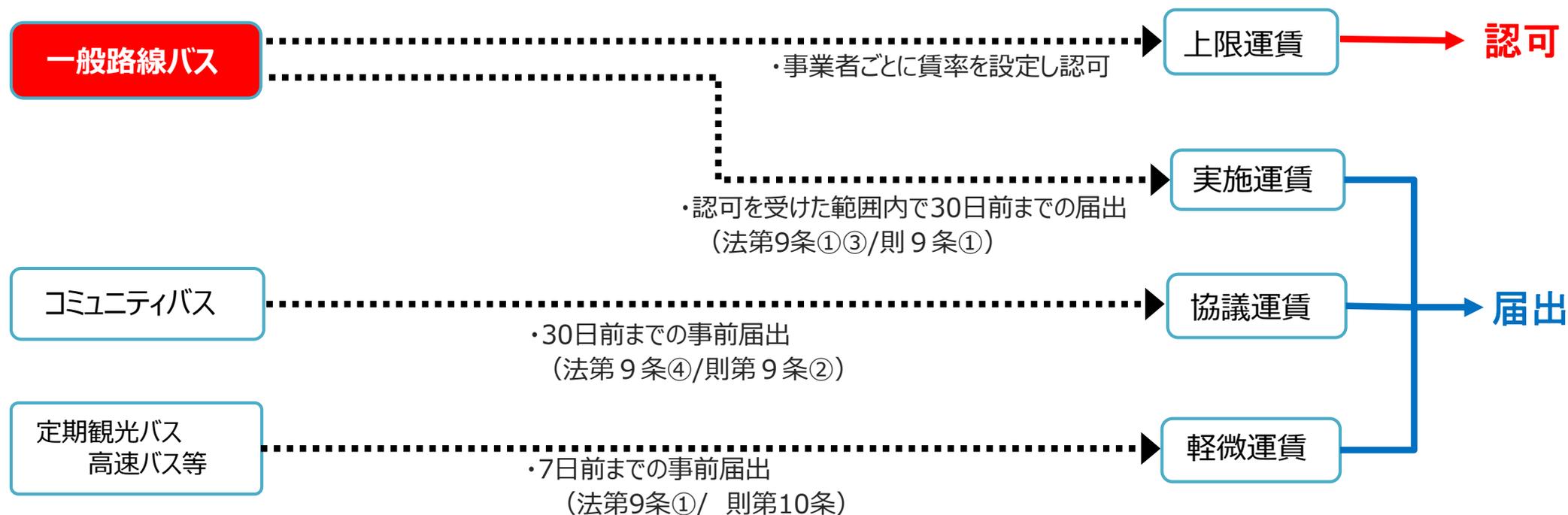
（法第15条の3/則第15条の12）

- **運行系統**（起点・終点・経過地）
- **運行回数並びに始発・終発の時刻**
（運行回数が少ない場合は運行時刻）

乗合バス運賃制度の概要

4つの種別（上限運賃、実施運賃、協議運賃、軽微運賃）が設けられている。

| 種別 | 概要 | 適用される運賃 | 規制 | 手続 |
|------|---------------------|------------------------|-----------|------------|
| 上限運賃 | 運賃の上限額を定める | 一般路線等の運賃 | 適正原価・適正利潤 | 認可 |
| 実施運賃 | 上限額の範囲内で、実施する運賃を定める | 一般路線等の運賃 | 変更命令 | 届出 30日前 |
| 協議運賃 | 協議により運賃を定める | 法第9条4項で定める協議会で協議が調った運賃 | 変更命令 | 届出 30日前 |
| 軽微運賃 | 一定の要件のもと、運賃を定める | 定期観光バス、高速バス等の運賃 | 変更命令 | 届出 7日前 |



- 令和5年の道路運送法（以下「運送法」という。）改正により、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、**従来「地域公共交通会議」等にて協議を行っていたところ**、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、**運送法第9条第4項各号に定める構成員による「協議会」において協議を行うこととした。**
- **協議運賃に係る協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催等の措置**を講じることが必要。

運送法第9条第4項に定める「協議会」の概要

協議事項：地域における需要に応じ当該地域住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議

- 構成員**：
- ①市町村又は都道府県
 - ②一般旅客自動車運送事業者（乗合又は乗用）
 - ③地方運輸局長
 - ④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

協議を行う構成員は
①～④に限定

改正前 地域公共交通会議等にて協議

- 構成員**：
- ①市町村長又は都道府県知事
 - ②一般乗合旅客自動車運送事業者
 - ③バス協会、タクシー協会等
 - ④住民又は旅客
 - ⑤地方運輸局長
 - ⑥労働組合
 - ⑦道路管理者、都道府県警察、学識経験者 等

※**運賃以外は、引き続き地域公共交通会議等で協議**

改正後 公聴会等の開催+協議会にて協議

- 構成員**：
- ①市町村又は都道府県
 - ②一般旅客自動車運送事業者（乗合又は乗用）
 - ③地方運輸局長
 - ④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

運送法第9条第5項に定める措置

※市町村又は都道府県は、協議運賃の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

○実施方法（一例）

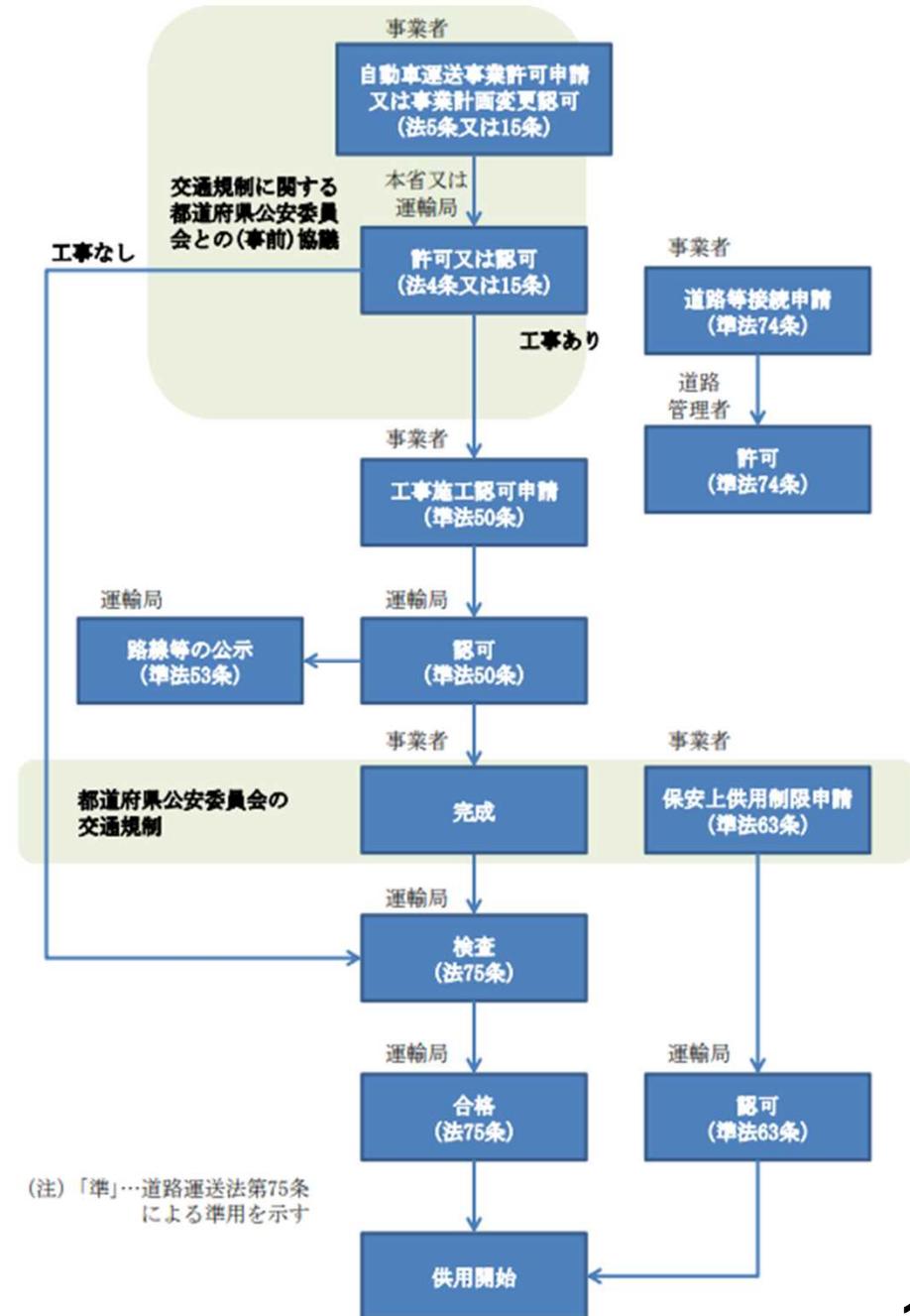
- > 公聴会の開催
- > パブリックコメントの募集
- > 地域住民に対するアンケート調査、関係する事業者等へのヒアリング 等

- 自動車道は、道路運送法第2条第8項に規定された、自動車専用道路で、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道路で道路法による道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道〔道路法第3条〕）以外のもの（＝国・自治体以外が自ら設置するもの）をいう。
- 自動車道には、料金の支払いによって誰もが通行できる「一般自動車道」と、**バス会社等が自社の車両専用**に設置した「**専用自動車道**」がある。（専用自動車道の認可申請は運送事業者が行う。）

<標準処理期間>

- 工事施工認可申請 3ヶ月
→ 工事施工認可後に工事開始
- 供用開始前検査（保安上供用制限申請） 2ヶ月
→ 工事完成後に検査を実施。
※標準処理期間の5ヶ月に工事実施期間は含まないので注意
- 工事施工認可申請は、自動車運送事業の許可又は認可後に申請可能。
※許可又は認可の標準処理期間は3ヶ月

専用自動車道供用開始までのフロー図



地域公共交通確保維持改善事業 (令和6年度補正:326億円 令和7年度:209億円)

1. 地域公共交通のリ・デザインの加速化

● 共創・MaaSプロジェクト

・AIオンデマンド・MaaS等「デジタル」や多様な関係者（医療・介護、教育・スポーツ、農業・商業、環境等）の「共創」による交通プロジェクトを各地の足の現状3類型（A・B・C）に応じて支援
 ・モビリティ「人材」（プロデューサー・コーディネーター、DX人材など）の育成支援

A 中小都市、交通空白地など

B 地方中心都市など

C 大都市など

● 自動運転社会実装推進事業

2027年度100か所以上の目標に向けて自動運転の社会実装に係る取組を支援

● ローカル鉄道の再構築支援

ローカル鉄道に係る公共交通再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援



2. バス・タクシー等公共交通事業者の人手不足対策

● 旅客運送事業者の人材確保

・2種免許取得、採用活動等、人材確保のために行う取組を支援
 ・女性・パートタイム運転者拡大のための勤務形態柔軟化・設備投資促進等「タクシー不足に対応する緊急措置」の推進

● 交通DX・GXによる省人化・経営改善支援

地域交通事業者によるDX・GX等による利便性向上や人材確保に資する取組に対して支援
 ・キャッシュレス・配車アプリ、運行管理システム、EVバス・タクシー導入等

3. 既存の地域交通に対する支援

・地域公共交通計画に基づく地域公共交通の運行等の支援強化
 ・賃上げ等のための運賃改定を実施する事業者に対する支援強化

・公共交通におけるバリアフリー整備
 ・車両の更新等地域鉄道における安全対策の推進

地域間幹線系統補助額 (令和6年度)

運行費：37事業者 242系統 約11億円
 減価償却費：15事業者 165両 約2億円

地域鉄道の安全対策 (令和6年度補正:69億円の内数 令和7年度:45億円の内数)

・地域鉄道における安全性向上に資する設備整備を支援

訪日外国人受入環境整備 (交通) (令和6年度補正:158億円の内数 令和6年度:6億円の内数)

公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、多言語対応の強化、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組に対して支援

・車両の大型化や荷物スペースの設置、観光車両の導入・改良
 ・多言語対応のデジタルサイネージ、デジタルを活用した混雑状況の可視化 等



連節バス



ICカード



観光列車

社会資本整備総合交付金 (地域公共交通関連)

(令和6年度補正:612億円の内数 令和6年度:4,874億円の内数)

・バス停留所や鉄道施設等の施設・設備に対する支援

先進車両導入支援事業

・鉄道・バスに係るEV車両等の先進的な車両導入・改良を支援

地域輸送資源活用事業 (レンタカー、施設送迎車両等の地域の輸送資源の活用)

駅・空港からのレンタカー貸渡の省力化や、施設送迎車両の共同利用の立ち上げ支援を通じて限られた地域の輸送資源の有効活用を推進

・レンタカー貸渡機器導入、共同運行用の車両確保、配車管理システム導入等

財政投融资 (令和7年度:135億円)

・バス・タクシー・鉄道等のDX・GX投資に対する投融资

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- **補助対象事業者**
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- **補助対象経費**
予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額

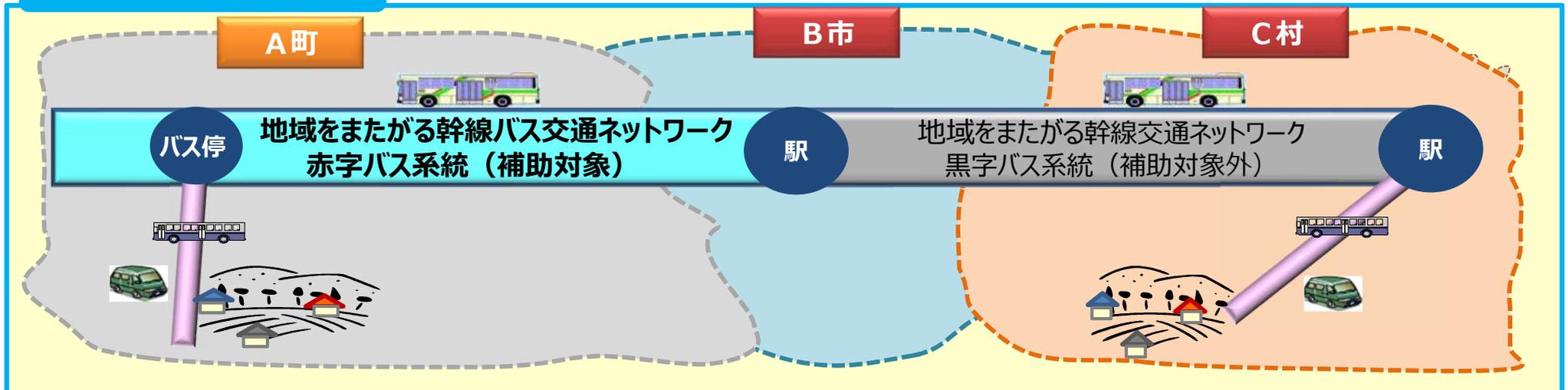


<補助対象経費算定方法>

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額 × 系統毎の実車走行キロ)
-
予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額 × 系統毎の実車走行キロ)

- **補助率**
1 / 2
- **主な補助要件**
 - ・複数市町村にまたがる系統であること
(平成13年3月31日時点で判定)
 - ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
 - ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること
 - ※ 1日の運行回数3回（朝、昼、夕）以上であって、1回当たりの輸送量5人以上（乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数）
 - ※ 復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、震災前に輸送量要件を満たし、直近の年度に輸送量要件を満たさない系統については輸送量要件を緩和（一定期間）
 - ・経常赤字が見込まれること

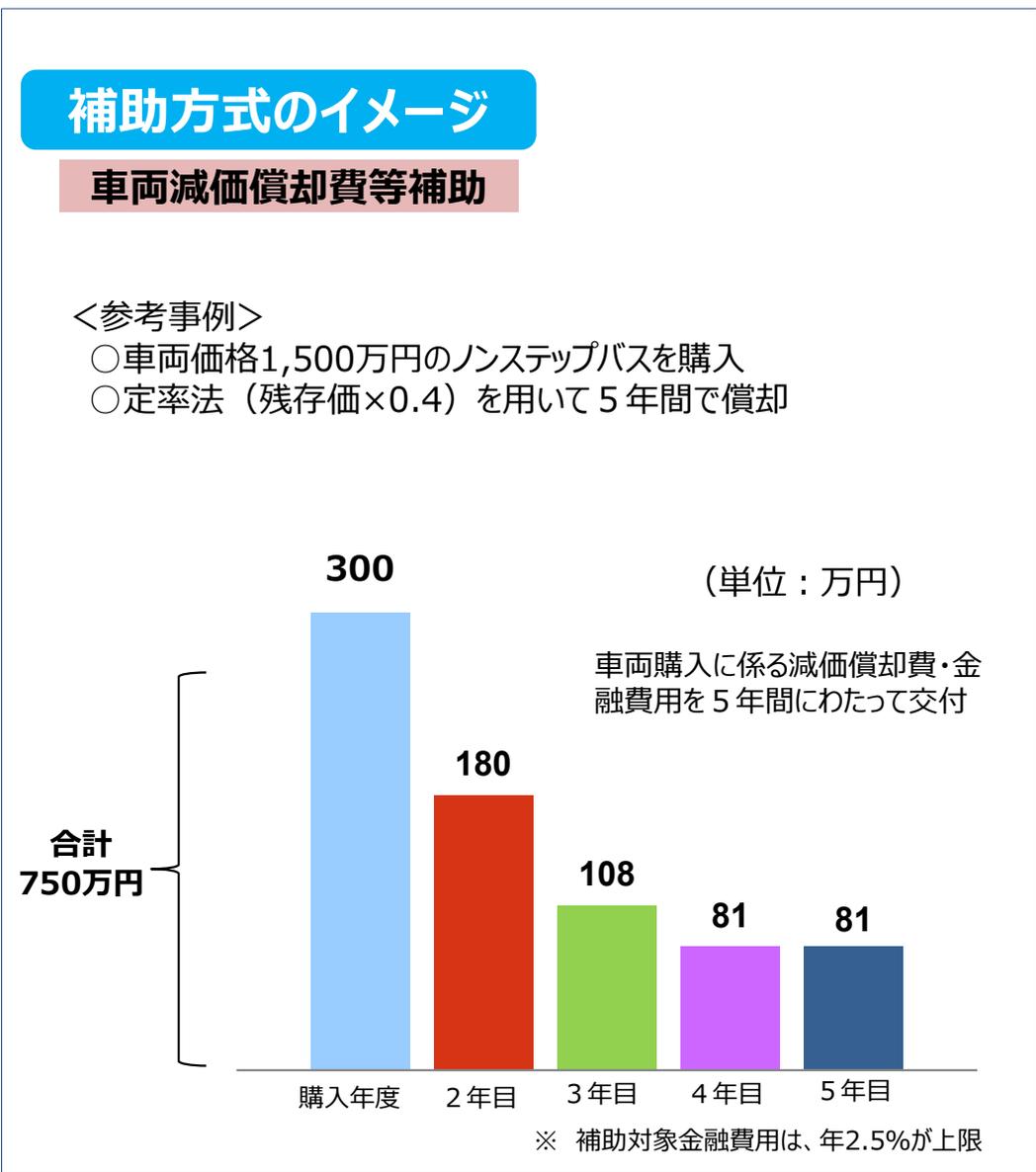
補助対象システムのイメージ



厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

補助内容

- **補助対象事業者**
【車両減価償却費等補助】
幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者
 又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- **補助対象経費**
【車両減価償却費等補助】
 補助対象購入車両減価償却費及び
 当該購入に係る金融費用の合計額
 (地域公共交通再編実施計画に位置付けられた
 系統については、車両購入費の一括補助が可)
- **補助率**
 1 / 2
- **主な補助要件**
 - ・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの
 - ・主として地域間幹線又地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの
 - ・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの
 - ①ノンステップ型車両 (スロープ又はリフト付き)
 - ②ワンステップ型車両 (スロープ又はリフト付き)
 - ③小型車両 (①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)
 - ・運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準 (座席ベルト、ABS等の設置) に適合した定員11人以上の車両

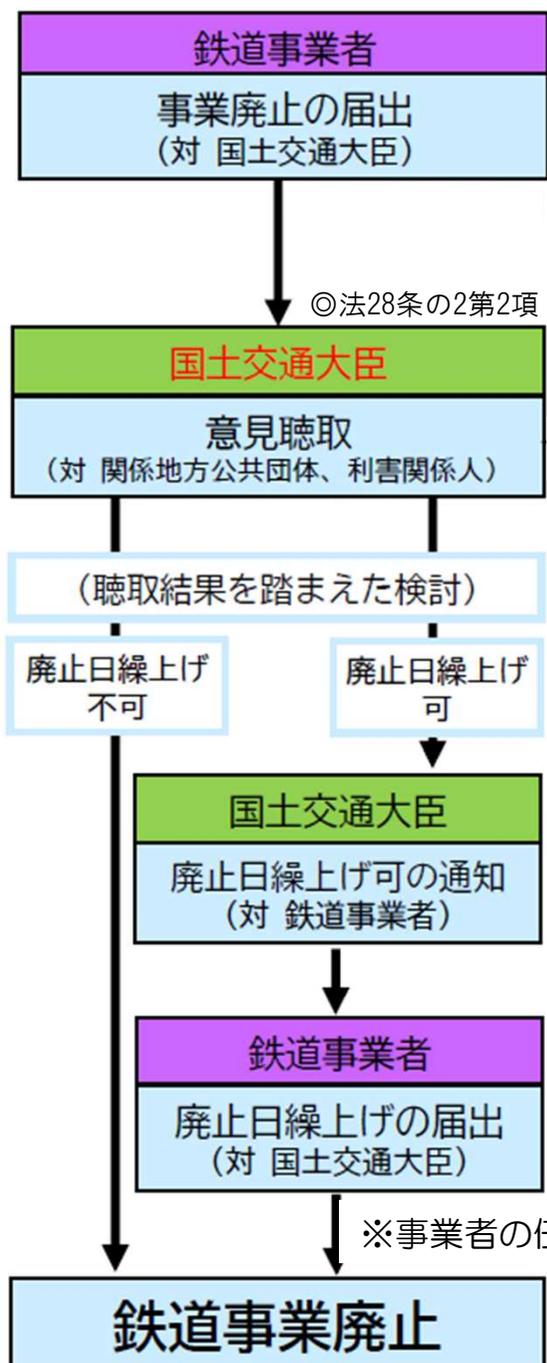


④ 鉄道事業の休廃止について

鉄道部計画課

鉄道事業の廃止について

◎鉄道事業法
○鉄道事業法施行規則



◎法28条の2第1項

※廃止予定日の1年以上前に届出が必要。

○規則第42条の2～第42条の5

公示

・地方運輸局の掲示板に掲示する等の方法で、廃止届出内容を公示。

申請

・意見聴取を受けたい者は、公示から10日以内に申請。

・聴取可能なのは、関係地方公共団体及び利害関係人(※)

※利害関係人の例

廃止予定区間の代替輸送を行うことが想定されるバス事業者、三セク事業者 等
廃止予定事業者、廃止予定区間の経済団体、利用者団体 等

通知

・関係地方公共団体及び申請者へ意見聴取を実施する旨の通知。

実施

・原則公開で行う。

※廃止届出日から概ね2ヶ月以内。

公衆の利便を害するおそれがない可能性が高い場合は、可能な限り速やかに意見の聴取を行う。

◎法第28条の2第3項

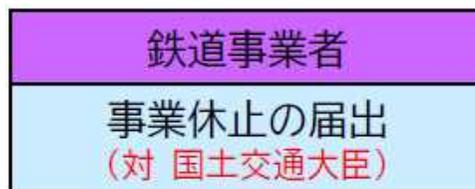
・意見を聴取終了した日から20日以内。

○規則第42条の6

(廃止日繰上げ不可と判断した場合も同様)

・関係都道府県知事に対し、当該通知を行った旨を通知。

【参考】休止手続き



◎法28条

※事前届出

※休止期間は、届出日から1年以内

◎法第28条の2第4項・第5項

○規則第42条の6

※事業者の任意

【参考】関係法令

◎鉄道事業法

（事業の休止）

第二十八条 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の休止の期間は、一年を超えてはならない

（事業の廃止）

第二十八条の二 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするとき（当該廃止が貨物運送に係るものである場合を除く。）は、廃止の日の一年前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、鉄道事業者が前項の届出に係る廃止を行つた場合における公衆の利便の確保に関し、国土交通省令で定めるところにより、関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するものとする。

3 国土交通大臣は、前項の規定による意見聴取の結果、第一項の届出に係る廃止の日より前に当該廃止を行つたとしても公衆の利便を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨を当該鉄道事業者に通知するものとする。

4 鉄道事業者は、前項の通知を受けたときは、第一項の届出に係る廃止の日を繰り上げることができる。

5 鉄道事業者は、前項の規定により廃止の日を繰り上げるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 （略）

【参考】関係法令

○鉄道事業法施行規則

（事業の休廃止の届出）

第四十二条 法第二十八条第一項又は法第二十八条の二第一項若しくは第六項の規定により鉄道事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の休止（廃止）届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 休止し、又は廃止しようとする路線
- 三 休止又は廃止の予定日
- 四 休止の届出の場合には、休止の予定期間
- 五 休止又は廃止を必要とする理由

2 前項の届出書（廃止の届出に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 廃止しようとする事業の現況等を記載した書類
- 二 廃止しようとする事業に係る鉄道線路を第二種鉄道事業者を使用させている場合には、当該第二種鉄道事業者との間の廃止に係る調整等の経過を記載した書類
- 三 廃止しようとする事業が旅客運送に係るものである場合には、前二号に掲げるもののほか、国土交通大臣が関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するに当たつて参考となる事項を記載した書類

（意見の聴取）

第四十二条の二 国土交通大臣は、法第二十八条の二第一項の規定による届出があつたときは、当該届出の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公示するものとする。

第四十二条の三 法第二十八条の二第二項の利害関係人（以下第四十二条の五において「利害関係人」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 法第二十八条の二第一項の規定による鉄道事業の全部又は一部の廃止の後に公衆の利便の確保を図ることが想定される者
- 二 利用者その他の者のうち国土交通大臣が当該廃止に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

【参考】関係法令

○鉄道事業法施行規則

第四十二条の四 法第二十八条の二第二項の国土交通大臣の意見の聴取を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した意見聴取申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 届出の件名及びその番号
- 三 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 四 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

2 前項の申請は、第四十二条の二の規定による公示の日から十日以内に、これをしなければならない。

第四十二条の五 国土交通大臣は、法第二十八条の二第二項の意見の聴取をしようとするときは、その十日前までに、関係地方公共団体及び前条第一項の申請書を提出した利害関係人に対し、意見の聴取の日時及び場所並びに当該廃止の内容を書面で通知する。

2 意見の聴取は、公開とする。ただし、国土交通大臣が特に必要があると認める場合には、この限りでない。

(廃止の日の繰上げ)

第四十二条の六 国土交通大臣は、法第二十八条の二第三項の通知を行う場合には、同条第二項の意見の聴取を終了した日から二十日以内に、書面をもつてこれを行うものとする。

第四十二条の七 法第二十八条の二第五項の規定により鉄道事業の廃止の日の繰上げの届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の廃止繰上届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 廃止の日を繰り上げようとする路線
- 三 法第二十八条の二第一項の規定により届け出た廃止の予定日
- 四 繰上げ後の廃止の予定日

(利用者の利便を阻害しないと認められる場合)

第四十二条の八 法第二十八条の二第六項の利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 廃止に係る路線が現に休止されており、かつ、将来にわたって当該路線に係る輸送需要が見込まれないことにより、利用者の利便への影響がない又は著しく低いと国土交通大臣が認める場合
- 二 廃止に係る路線において他の鉄道事業者が鉄道事業を営営するものと見込まれる場合
- 三 鉄道以外の交通機関により利用者の利便の確保が可能であると国土交通大臣が認める場合